

## 平成28年稲敷市農業委員会第5回総会

〔6月10日〕

- 
- 日程 1 会議録署名委員の指名について
  - 日程 2 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について
  - 日程 3 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について
  - 日程 4 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
  - 日程 5 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について
  - 日程 6 農地法第3条の規定による権利の設定，移転の許可について
  - 日程 7 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について
  - 日程 8 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について
  - 日程 9 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する進達意見決定について
  - 日程10 現況証明願に対する証明書の交付について
  - 日程11 農地改良協議に対する同意について
  - 日程12 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）
  - 日程13 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）
  - 日程14 稲敷市農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について（中間管理事業）

---

### 本日の会議に付した事件

- 日程 1 会議録署名委員の指名について
- 日程 2 報告第1号
- 日程 3 報告第2号
- 日程 4 報告第3号
- 日程 5 報告第4号
- 日程 6 議案第1号
- 日程 7 議案第2号
- 日程 8 議案第3号
- 日程 9 議案第4号
- 日程10 議案第5号
- 日程11 議案第6号
- 日程12 議案第7号
- 日程13 議案第8号
- 日程14 議案第9号

---

## 出席委員

1 番	古 澤 真 和 君	1 7 番	坂 本 富 男 君
2 番	遠 藤 一 行 君	1 8 番	濱 田 昭 一 君
3 番	高 須 一 郎 君	1 9 番	横 田 悌 次 君
4 番	加 納 昭 君	2 0 番	宮 本 善 助 君
5 番	根 本 脩 君	2 1 番	飯 塚 恒 雄 君
6 番	小 貫 和 子 君	2 2 番	篠 崎 惣 壽 君
7 番	吉 岡 一 仁 君	2 3 番	澤 邊 雅 之 君
8 番	山 本 陽 子 君	2 4 番	野 口 克 行 君
9 番	松 田 守 君	2 5 番	篠 崎 文 夫 君
1 0 番	村 山 文 雄 君	2 6 番	山 下 恭 一 君
1 1 番	関 口 邦 子 君	2 7 番	飯 沼 喜 見 古 君
1 2 番	山 口 幸 一 君	2 8 番	墳 本 典 勇 君
1 3 番	森 田 康 君	2 9 番	松 本 文 雄 君
1 4 番	木 内 昌 秀 君	3 0 番	足 立 久 美 子 君
1 5 番	坂 本 雅 美 君	3 1 番	黒 田 仁 君

---

## 欠席委員

1 6 番	宮 本 昇 君	3 2 番	川 島 昇 君
-------	---------	-------	---------

---

## 出席説明委員

農業委員会事務局長	諸 岡 祐 一
農業委員会事務局長補佐	大久保 健 一
農業委員会事務局係長	油 原 雅 人
農業委員会事務局主査	宮 本 昭

---

## ○会長（加納 昭君） 諸般の報告

---

午後 3 時開会

○農業委員会事務局長（諸岡祐一君） それでは、ただいまから、平成 2 8 年 6 月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。これからの議事進行につきましては、稲敷市

農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となり議事進行いたしますのでよろしくをお願いいたします。

○議長（加納 昭君） それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくをお願いいたします。

本日の出席委員は、30名です。よって農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。

---

## 日程 1 会議録署名委員の指名について

○議長（加納 昭君） 最初に会議録署名人の指名を行います。お諮りいたします。会議録署名人の、指名については、議長一任で異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） 異議なしということでございますので、本日の会議録署名人は、1番、古澤真和委員、2番、遠藤一行委員の両名を指名いたします。

---

## 日程 2 報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（加納 昭君） それでは審議に入ります。

報告第1号、「農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。事務局より報告を願います。

諸岡事務局長

○農業委員会事務局長（諸岡祐一君） 1ページをお開き願います。

報告第1号、「農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について」でございます。

受理番号1番、東大沼字小沼他1地区、田3筆、5,517平方メートルでございます。茨城県農林振興公社が行う中間管理機構特例事業により、所有権の移転を行うものです。

受理番号2番、手賀組新田字阿波崎、田2筆、4,445平方メートルでございます。茨城県農林振興公社が行う中間管理機構特例事業により、所有権の移転を行うものです。

よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君） これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくをお願いいたします。

日程 3 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（加納 昭君）続きまして、報告第2号、「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

諸岡事務局長

○農業委員会事務局長（諸岡祐一君）2ページをお開き願います。

報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動届出について」でございます。

受理番号1番、本届出は被相続人の死亡により、それぞれの取得日において相続により農地を取得したものであります。権利の取得者は、いずれも自作または作業委託により耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。内容の詳細につきましては、議案書に記載のとおりでございます。よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君）これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いたします。

---

日程 4 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について

○議長（加納 昭君）続きまして、報告第3号、「農地法第5条第1号第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

諸岡事務局長

○農業委員会事務局長（諸岡祐一君）3ページをお開き願います。

報告第3号、「農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について」でございます。

受理番号1番、江戸崎字新山、畑1筆、505平方メートルでございますが、事業者が賃貸借権設定により申請地に集会場施設を建築するものです。よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君）これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いたします。

---

日程 5 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について

○議長（加納 昭君）続きまして、報告第4号、「農地法第18条第6項の規定による農地の

貸借権の合意解約について」を議題といたします。事務局より報告を願います。

諸岡事務局長

○農業委員会事務局長（諸岡祐一君）4ページをお開き願います。

報告第4号、「農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について」でございます。

受理番号1番、中山字中山ほか2地区、田4筆、9,381平方メートルでございますが、双方の都合により合意解約するものです。

受理番号2番、町田字前田ほか1地区、田2筆、5,426平方メートルでございますが、双方の都合により合意解約するものです。

受理番号3番、市崎字上荒田、田2筆、5,437平方メートルでございますが、双方の都合により合意解約するものです。

受理番号4番、東大沼字小沼、田1筆、1,174平方メートルでございますが、双方の都合により合意解約するものです。

受理番号5番、中山字曾根、田1筆、13,156平方メートルでございますが、双方の都合により合意解約するものです。

受理番号6番、江戸崎字中田ほか1地区、田2筆、2,920平方メートルでございますが、双方の都合により合意解約するものです。

よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君）これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いたします。

---

## 日程 6 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。事務局の説明を願います。

油原係長

○農業委員会事務局係長（油原雅人君）5ページをお開き願います。

議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」でございます。売買による所有権移転4件でございます。

受理番号1番、上君山字西、田1筆、620平方メートルについてですが、受人が経営規模拡大のため買受けるものでございます。

受理番号2番、柴崎字柴崎、田4筆、2,855平方メートルについてですが、受人が経営規模拡大のため買受けるものでございます。

受理番号3番、駒塚字内山、畑1筆、1,014平方メートルについてですが、受人が経営規模拡大のため買受けるものでございます。

受理番号4番、上之島字上之町、田1筆、135平方メートルについてですが、受人が

耕作利便のため買受けるものでございます。

以上4件の調査の結果は、全て報告書のとおりで農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。

以上で、議案第1号の説明を終わります。

○議長（加納 昭君）ただいま事務局の説明でございましたが調査委員の調査報告をお願いいたします。まず、受理番号1番について、墳本委員より報告をお願いいたします。

○28番（墳本典勇君）28番、墳本です。受理番号1番について説明をいたします。6月8日に足立委員と受人の調査をいたしました。申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻、じゃがいも、トマトを栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、耕運機1台、トラック1台を所有しております。農作業従事日数は、230日であります。経営面積62アールであります。調査の結果受人は、農地の権利取得の要件を満たしており報告書のとおりで間違いはなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号1番について、篠崎文夫委員より報告をお願いいたします。

○25番（篠崎文夫君）25番、篠崎です。受理番号2番について報告いたします。6月6日に山本委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況ですが、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、トラック1台を所有しております。農作業従事日数は100日です。同一世帯と合わせて170日です。経営面積は180アールです。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いはなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号3番について、飯沼委員より報告をお願いいたします。

○27番（飯沼喜見古君）27番、飯沼です。受理番号3番について調査報告いたします。6月6日に篠崎委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認しました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、農業用トラック1台を所有しております。農作業従事日数は、150日あります。農業経営面積は、113アールであります。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いはなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号4番について、私、4番、加納より報告をいたします。6月6日に関口委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、農業用トラック1台を所有しております。農作業従事日数は、150日あります。農業経営面積は、464アールであります。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違

いはなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）これで調査委員の調査報告を終了いたします。

○議長（加納 昭君）これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより、議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を採決いたします。

本案は、申請のとおり、許可決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって、申請のとおり許可することに決定いたしました。

---

#### 日程 7 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第2号、「農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

油原係長

○農業委員会事務局係長（油原雅人君）6ページをお開き願います。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」でございます。

受理番号1番、上須田字上須田、田1筆、294平方メートルについてでございますが、申請人が既に農業用倉庫用地として利用していたものの追認申請をするものでございます。申請地は非線引き区域、農振農用地区域外、土地改良区域外であり、農地区分は第1種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

○議長（加納 昭君）はい、ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。受理番号1番について、黒田委員より報告をお願いいたします。

○31番（黒田仁君）31番、黒田です。受理番号1番について、さる6日、関口委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いなく、既に農業用倉庫用地として利用していたものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題ありませでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい、これで調査委員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。  
これより議案第2号、「農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を採決いたします。

本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

---

## 日程 8 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第3号、「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

油原係長

○農業委員会事務局係長（油原雅人君）7ページをお開き願います。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」でございます。

受理番号1番、下太田字谷中、畑1筆、300平方メートルについてでございますが、申請人が自己住宅用地に転用するものでございます。申請地は市街化調整区域、農振農用地区域外、土地改良区域内除外済みであり、農地区分は第1種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号2番、高田字古や、畑1筆、376平方メートルについてでございますが、申請人が自己住宅用地に転用するものでございます。申請地は市街化調整区域、農振農用地区域外、土地改良区域外であり、農地区分は第2種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号3番、本新、畑1筆、188平方メートルについてでございますが、申請人が駐車場及び車庫用地に転用するものでございます。申請地は、非線引き区域、農振農用地区域外、土地改良区域内除外済みであり、農地区分は第1種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

○議長（加納 昭君）はい、ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。受理番号1番について、古澤委員より報告をお願いいたします。

○1番（古澤真和君）1番、古澤です。受理番号1番について、さる6日、川島委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いなく、自己住宅用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないも



のであります。申請書類の確認もしましたが問題ありませでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） はい、次に受理番号2番について、篠崎惣壽委員より報告をお願いいたします。

○22番（篠崎惣壽君） 22番、篠崎です。受理番号2番について、さる6日、飯沼委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いなく、自己住宅用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題ありませでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） はい、次に受理番号3番について、関口委員より報告をお願いいたします。

○11番（関口邦子君） 11番、関口です。受理番号3番について、さる6日、加納委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いなく、駐車場及び車庫用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題ありませでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） はい、これで調査委員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第3号、「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を採決いたします。

本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

---

#### 日程 9 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する進達意見決定について

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第4号、「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する進達意見決定について」を議題といたします。事務局の説明を願

いします。

油原係長

○農業委員会事務局係長（油原雅人君）8ページをお開き願います。

議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する進達意見決定について」でございます。

受理番号1番、小野字堂谷他1地区、田3筆、2,055平方メートルについてでございますが、申請人が土地造成計画の変更をするものであります。申請地は市街化調整区域、農振農用地区域外、土地改良区域外であり、農地区分は第2種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当しないものと考えられます。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

○議長（加納 昭君）はい、ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。受理番号1番について、古澤委員より報告をお願いいたします。

○1番（古澤真和君）1番、古澤です。受理番号1番について、さる6日、川島委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明通りで間違いなく、中古車展示場及び修理車両置き場用地として許可を得たものの、土地造成計画の変更をしたものであります。申請書類の確認もしましたが、他法令の許可見込みや承認見込みがないことから不許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい、これで調査委員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

○29番（松本 文雄君）はい。

○議長（加納 昭君）はい、松本委員。

○29番（松本 文雄君）29番、松本です。現地調査をやった時に、土をどこから採ってくるのかということ、再三言ってるんですよ。例えば、誰々の山からどこを経由して、埋め立てをするってことを、何度言っても、記入してないんですよ、どこにも。これはどうなんですか。

○農業委員会事務局係長（油原雅人君）はい。

○議長（加納 昭君）はい、油原係長。

○農業委員会事務局係長（油原雅人君）初生土の発生元ですが、近隣で盛り土の許可を得て、盛り土造成をしているところがありまして、そこから持ち込むといった計画だったんですね。同じところから持ち込むと。

○29番（松本 文雄君）はい。

○議長（加納 昭君）はい、松本委員。

○29番（松本 文雄君）同じところとはどこですか。

○農業委員会事務局係長（油原雅人君）はい。

○議長（加納 昭君）はい、油原係長。

○農業委員会事務局係長（油原雅人君）すみません。ちょっと盛り土の方の書類は持って

きてないので、調べて後日連絡します。

○29番（松本 文雄君）分かりました。

○議長（加納 昭君）それでは、他に質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第4号、「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する進達意見決定について」を採決いたします。

本案は、申請書のとおり不許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって本案は、申請書のとおり不許可相当として意見進達することに決定いたしました。

---

#### 日程 10 議案第5号 現況証明願に対する証明書の交付について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第5号、「現況証明願に対する証明書の交付について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

宮本主査

○農業委員会事務局主査（宮本 昭君）9ページをお開き願います。

議案第5号、「現況証明願に対する証明書の交付について」非農地証明書の交付4件でございます。

受理番号1番、浮島字勝木、畑1筆、334平方メートルについて、登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。申請地は、20年以上前より倉庫として利用されております。撮影年月日、平成6年11月9日の空中写真証明書と始末書が提出されております。

受理番号2番、浮島字才勝、畑2筆、1,094平方メートルについて、登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。申請地は、20年以上前より宅地敷地として利用されております。撮影年月日、平成6年11月9日の空中写真証明書と始末書が提出されております。

受理番号3番、柴崎字下吉山、他1地区、田2筆、946平方メートルについて、登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。申請地は、20年以上前より工場、宅地敷地として利用されております。撮影年月日、平成6年11月9日の空中写真証明書と始末書が提出されております。

受理番号4番、戊渡字北、畑1筆、120平方メートルについて、登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。申請地は、20年以上前より宅地敷地として利用されております。撮影年月日、平成6年11月9日の空中写真証明書と始末書が提出されてお

ります。

以上で、議案第5号の説明を終わります。

○議長（加納 昭君）はい、ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。受理番号1番から2番について、小貫委員より報告をお願いいたします。

○6番（小貫和子君）6番、小貫です。受理番号1番、2番について、さる6日、高須委員と坂本委員と事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果事務局の説明のとおりで間違いはなく、受理番号1番は、20年以上前から倉庫、受理番号2番は、20年以上前から宅地敷地として利用されており、国土地理院発行の航空写真と合せて確認をいたしました。調査の結果は、農地法第2条の農地に該当せず非農地と判断します。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号3番について、篠崎文夫委員より報告をお願いいたします。

○25番（篠崎文夫君）25番、篠崎です。受理番号3番について、さる6日、山本委員と濱田委員と、それと事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果事務局の説明のとおりで間違いなく、20年以上前から工場、宅地敷地として利用されており、国土地理院発行の航空写真と合せて確認をいたしました。調査の結果は農地法第2条の農地に該当せず非農地と判断します。よろしく審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号4番について、山本委員より報告をお願いいたします。

○8番（山本陽子君）8番、山本です。受理番号4番について、さる6日、篠崎委員と濱田委員と事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果事務局の説明のとおりで間違いなく、20年以上前から宅地敷地として利用されており、国土地理院発行の航空写真と合せて確認をいたしました。調査の結果は農地法第2条の農地に該当せず非農地として判断します。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）はい、これで調査員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより、議案第5号、「現況証明願に対する証明書の交付について」を採決いたします。本案は、申請のとおり、証明書を交付することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって、申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

---

日程 11 議案第6号 農地改良協議に対する同意について

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第6号、「農地改良協議に対する同意について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

宮本主査

○農業委員会事務局主査（宮本 昭君） 10ページをお開き願います。

議案第6号、「農地改良協議に対する同意について」でございます。平成28年4月26日受理、四箇字四箇、田1筆、420平方メートルについて、育苗ハウス建設の為の埋め立てについてでございます。育苗ハウスにて主に水稻の苗を作るため、自らが所有する山林で採取した山砂、210立方メートルで申請地を50センチメートル埋め立てる計画でございます。以上で議案第6号の説明を終わります。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（加納 昭君） これで説明を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。これより、議案第6号「農地改良協議に対する同意について」を採決いたします。本案は、申請のとおり同意することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり同意することに決定いたしました。

---

## 日程 12 議案第7号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について (利用権設定)

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第7号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」を議案といたします。事務局の説明をお願いいたします。

大久保補佐

○農業委員会事務局長補佐（大久保健一君） 11ページをお願いいたします。議案第7号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」でございます。本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定でございます。

今回は、新規設定、12件、56筆、75,993平方メートルについての利用権の設定でございます。

新規設定について、ご説明させていただきます。

受理番号1番、手賀組新田字六角、田2筆、4,329平方メートル、新規設定で、利用目的が水稻、期間が10年、小作料は10アール当たり、2俵、設定を受ける方は、経営面積390アールの水稻を作付する農家で、農作業従事日数180日の認定農業者でございます。

続きまして、受理番号2番でございますが、今回、利用権の設定を受ける方は、新規就農者の方でございます。お手元にお配りをさせていただいております、新規就農者審査表のほうをご覧いただきたいと思っております。5月10日の農業委員会総会の前に、新規就農者審査会が開催され、満場一致にて、審査報告書のとおり、就農の承認がなされたものでございます。審査会のほうは、農業委員会会長、会長職務代理者、運営委員長、幹事長、地区担当委員により構成されております。今回の新規就農者は、本年3月に、勤務先を定年退職されたことを機に、本格的に農業に取り組まれる方で、1年後に、今回の設定期間が満了となる際には、更に経営規模の拡大を考えており、農業資金については、預貯金等の自己資金を充てるとしております。

それでは、議案第7号の、受理番号2番のご説明をさせていただきます。高田字渡場、他3地区、田10筆、2,804平方メートル、畑4筆、1,434平方メートル、合計14筆、4,238平方メートル、新規設定で、利用目的は、田が水稲、畑が野菜、期間が1年、小作料は、田が10アール当たり1.5俵、畑が10アール当たり10,000円。設定を受ける方は、先にご説明させていただきました、新規就農者の方でございます。経営面積の54アールにつきましては、今回、利用権の設定を受ける面積の合計でございます。年間の農作業従事日数は、250日の予定でございます。

受理番号3番、高田字御城、3筆中、2784番地の3につきましては、台帳地目が田となっておりますが、現況は畑でございます。したがって、田が2筆で、639平方メートル、畑が1筆で、135平方メートル、合計3筆、774平方メートル、新規設定で、利用目的は田が水稲、畑が野菜、期間が1年、小作料は田が10アール当たり1.5俵、畑が10アール当たり10,000円。設定を受ける方は、受理番号2番と同じ新規就農者の方でございます。

受理番号4番、高田字御城、畑1筆、475平方メートル、新規設定で、利用目的が野菜、期間が1年、小作料は10アール当たり、10,000円、設定を受ける方は、受理番号2番及び3番と同じ新規就農者の方でございます。

12ページをお願いいたします。受理番号5番、市崎字新田、田2筆、5,470平方メートル、新規設定で、利用目的が水稲、期間が5年、小作料は10アール当たり2.5俵。設定を受ける方は、経営面積2,675アールの水稲等を作付する農家で、農作業従事日数300日の認定農業者です。

受理番号6番、上根本字八子、他2地区、田6筆、11,412平方メートル、新規設定で、利用目的が水稲、期間が10年、小作料は10アール当たり、玄米90キログラム。設定を受ける方は経営面積315アールの水稲を作付する農家で、農作業従事日数250日の認定農業者です。

受理番号7番、下根本字谷中、他2地区、田7筆、12,523平方メートル、新規設定で、利用目的が水稲、期間が10年、小作料は10アール当たり、玄米90キログラム。設定を受ける方は、受理番号6番と同じ方でございます。

受理番号8番、下根本字須賀、他1地区、田7筆、12,406平方メートル、新規設

定で、利用目的が水稲、期間が10年、小作料は10アール当たり、玄米90キログラム。設定を受ける方は、受理番号6番及び7番と同じ方でございます。

受理番号9番、下根本字西の下、田2筆、4,323平方メートル。新規設定で、利用目的が水稲、期間が10年、小作料は10アール当たり、玄米90キログラム。設定を受ける方は、受理番号6番から8番までと同じ方でございます。

受理番号10番、上根本字八子、他3地区、田6筆、7,844平方メートル、新規設定で、利用目的が水稲、期間が10年、小作料は10アール当たり、玄米90キログラム。設定を受ける方は、受理番号6番から9番までと同じ方でございます。

受理番号11番、下根本字吹上、田2筆、2,818平方メートル。新規設定で、利用目的が水稲、期間が10年、小作料は10アール当たり、玄米90キログラム。設定を受ける方は、受理番号6番から10番までと同じ方でございます。

受理番号12番、中山字中山、他2地区、田4筆、9,381平方メートル、新規設定で、利用目的が水稲、期間が10年、小作料は10アール当たり、2俵。設定を受ける方は、経営面積266アールの水稲を作付する農家で、農業従事日数200日の認定農業者でございます。

以上、12件とも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご説明は以上でございます。

○議長（加納 昭君）はい、これで説明を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

○10番（村山 文雄君）はい。

○議長（加納 昭君）はい、村山委員。

○10番（村山 文雄君）10番、村山です。受理番号2番ですが、設定期間が1年間ということですが、この期間について伺います。

○農業委員会事務局長補佐（大久保健一君）はい。

○議長（加納 昭君）はい、大久保補佐。

○農業委員会事務局長補佐（大久保健一君）ただ今のご質問でございますが、1年間という期間につきましては、「新規就農に対する農地法上の取り扱い 稲敷市農業委員会」という取り扱いの内規のようなものがございまして、それによりますと、新規就農の要件といたしまして、年齢要件で65歳以下、面積要件で、耕作権及び権利の取得については50アール以上とし、その次に、1年間の利用権設定による利用状況により判断をする、ということになっておりまして、1年間というのは、試し期間としての期間、というようなとらえ方になるかと思えます。そして、1年経過後に、面積を増やした上での、長い期間での利用権設定等、今回のケースですと、そういったかたちになるのではないかと思われま

す。

○10番（村山 文雄君）はい。

○議長（加納 昭君）はい、村山委員。

○10番（村山 文雄君）1年間の結果をみるということですね。了解しました。

- 議長（加納 昭君） それでは、他に質疑ありませんか。
- 1番（古澤 真和君） はい。
- 議長（加納 昭君） はい、古澤委員。
- 1番（古澤 真和君） 1番、古澤です。90キロとか1俵半とか。これは統一した方が良くと思います。
- 農業委員会事務局長補佐（大久保健一君） はい。
- 議長（加納 昭君） はい、大久保補佐。
- 農業委員会事務局長補佐（大久保健一君） ただ今のご質問でございますが、これは、申請書に基づきまして、議案の方を作らせていただきましたので、確かに1.5俵と90キログラム、同じでございますが、本人が申請してきた単位を、そのまま載せさせていただいているようなかたちでございます。
- 1番（古澤 真和君） 解りました。
- 議長（加納 昭君） それでは、他に質疑ありませんか。
- 10番（村山 文雄君） はい。
- 議長（加納 昭君） はい、村山委員。
- 10番（村山 文雄君） 10番、村山です。キログラムにするとか、何俵にするとかの、表示の規定とかは無いんですか。
- 農業委員会事務局長補佐（大久保健一君） はい。
- 議長（加納 昭君） はい、大久保補佐。
- 農業委員会事務局長補佐（大久保健一君） 過去の議事録を確認させていただいておりますが、キログラム単位のもの、何俵単位のもの、今までは併記されてきております。キログラム単位にするか、俵単位にするかの規定はないと思いますが、この後確認をさせていただきたいと思っております。
- 10番（村山 文雄君） 解りました。
- 議長（加納 昭君） それでは、他に質疑ありませんか
- 〔(なし) との声あり〕
- 議長（加納 昭君） はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。
- これより議案第7号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」を採決いたします。
- 本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。
- 〔賛成者挙手〕
- 議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。
- よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

---

日程13 議案第8号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について  
(中間管理事業)



○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第8号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）」を議案といたします。事務局の説明をお願いします。

大久保補佐

○農業委員会事務局長補佐（大久保健一君） 14ページをお願いいたします。

議案第8号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）」でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定でございます。農地中間管理事業を実施する、茨城県農林振興公社が、中間管理権を取得するものでございます。今回は、5件、18筆、30,318平方メートルについてでございます。

受理番号1番から5番までの詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしく、ご審議をお願いいたします。ご説明は以上でございます。

○議長（加納 昭君） はい、これで説明を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第8号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

---

#### 日程14 議案第9号 稲敷市農用地利用配分計画(案)に対する意見決定について (中間管理事業)

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第7号、「稲敷市農用地利用配分計画(案)に対する意見決定について(中間管理事業)」を議案といたします。事務局の説明をお願いします。

大久保補佐

○農業委員会事務局長補佐（大久保健一君） 15ページをお願いいたします。

議案第9号、「稲敷市農用地利用配分計画(案)に対する意見決定について（中間管理事業）」でございます。

農地中間管理事業の推進に関する法律、第19条第2項に基づき作成される稲敷市農用地利用配分計画の案に対し、同条第3項の規定により農業委員会が回答する意見について、ご審議をお願いするものです。今回の配分計画(案)は、5件、18筆、30,318平方メートルでございます。

借受人につきましては、同法第17条の規定により、茨城県農林振興公社が行った募集

に応募し、公表されている方々でございまして、同法第18条第4項の規定を満たしており、認定農業者でもあり、問題はないと考えます。

受理番号1番から5番までの配分計画（案）の詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしくご審議をお願いいたします。ご説明は以上でございます。

○議長（加納 昭君）はい、これで説明を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第7号、「稲敷市農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について（中間管理事業）」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

---

○議長（加納 昭君）以上で本日の日程はすべて終了いたしました。慎重審議をいただきましてありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君）それでは異議なしと認めます。

これをもちまして、平成28年6月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。ご苦労様でした。

午後3時55分閉会

稲敷市農業委員会規則第12条の規定により署名する。

議 長

加納 昭

Ⓜ

1 番委員

古澤 真和

Ⓜ

2 番委員

遠藤 一行

Ⓜ